

令和3年度外国人材受入緊急支援事業費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業者等が負担する入国時待機に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する外国人材受入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号で定める範囲のものをいう。
- (2) 団体監理型技能実習 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。）第2条第4項各号で定めるものをいう。
- (3) 実習監理 外国人技能実習法第2条第9項で規定するものをいう。
- (4) 監理団体 外国人技能実習法第2条第10項で規定する法人をいう。
- (5) 登録支援機関 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の23第1項により登録を受けた者とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号にいずれかに該当する者であって、補助対象経費を現に負担した者とする。

- (1) 県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業者等
- (2) 中小企業者等が県内の事業所において団体監理型技能実習を実施する場合において、当該技能実習の実習監理を行う事業を行う監理団体
- (3) 中小企業者等が県内の事業所において第5条に定める特定技能外国人材を雇用した場合に支援業務を行う登録支援機関

2 前項各号に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (4) 補助金の交付を受ける者として不適当な行為をする者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、当該事業の目的に照らして適切でないと愛媛県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が認める者

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象となる外国人材の要件)

第5条 補助対象となる外国人材の要件は、次の各号に該当する者とする。

(1) 在留資格が下記のいずれかに該当すること。

技能実習	入管法別表第一の二の表で定めるもの
特定技能	入管法別表第一の二の表で定めるもの
介護	入管法別表第一の二の表で定めるもの
特定活動	入管法別表第一の五の表で定めるもの。 ただし、入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件 (平成2年5月24日法務省告示第131号。)に掲げる活動のうち、 17号、21号及び28号に定める活動に従事する者(EPA介護福祉士候補者)に限る。

(2) 令和3年10月6日から令和4年1月末日までの間に入国し、申請日において入国日から起算して1ヶ月を経過していること。

(3) 申請日において県内の事業所で就労していること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに中央会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 中央会は、申請書の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 申請者の実績報告は、申請書の提出をもって代えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、原則として第4条に定める額を前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に交付するものとする。

(関係書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると中央会が認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) この規程の規定に違反したとき

(2) この規程の規定により中央会に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(補助金の返還)

第 11 条 中央会は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 12 条 中央会は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は中央会の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他県における個人情報の取扱いに関する規程等に従って取り扱うものとする。

(その他必要な事項)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、中央会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 県内の事業所で雇用する外国人材について、入国時に宿泊施設等で待機させる経費	補助対象経費の2分の1以内	外国人材1人あたり75千円
(2) (1)の外国人材を入国時待機のための宿泊施設等に公共交通機関以外の方法で移動させる経費		外国人材を県内の事業所で雇用する中小企業者等1者につき、1回あたり15千円

※1 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

※2 補助対象経費の全部又は一部に対し、地方自治体その他公的支援機関等から補助金の交付を受けている場合は、当該補助対象経費の全部について補助金の交付の対象としない。